

令和4年第9回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年9月26日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時45分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	1名		
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第9回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、7番 関根 豊 委員、8番 木村 豊 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第34号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の北側にある農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、面積的にも耕作できる状態になく、土が踏み固められ庭の一部のような状態になっておりました。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>松原委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされております。</p> <p>譲受人は自宅の建替えにあたり、土地の境界確認のため測量を実施したところ、自宅の出入口部分に申請地の畑があることが発覚しました。その後所有者と相談した結果、申請地を譲り受けることで話がまとまったため、申請地を自宅の敷地へ組み込む計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、敷地の拡張に要する資金については、特に費用は掛からないとのことでした。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>説明のとおりです。意見はありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第34号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第34号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇地区にあります〇〇の南東およそ180メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は住宅や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。</p> <p>譲受人は自身が信心する〇〇の活動において、自宅に人を招き会合等を開催しておりますが、駐車台数が限られ小人数でしか開催できないことから、申請地を駐車場として整備し、活動の拡大を図る計画での申請となります。詳しくは9ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、駐車場整備に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	長谷川委員	特にございません。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。
		申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
		〔質疑なし〕
	議 長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります。
		第34号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第35号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について</p>	議長	<p>〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第34号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第35号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書11ページから15ページをご覧ください。 件数が多いため、初めて利用権を設定する方など主だった案件についてご説明いたします。 申請番号4番は、町内にお住まいの新規就農者で、主にネギやキュウリの栽培をしています。農機具は耕うん機、移植機、管理機、マルチャーをそれぞれ1台、トラクターを2台所有しているとのことです。新規に利用権設定の申請がありました。 申請番号14番から20番は、町内にお住まいの新規就農者で、主にネギやキュウリを栽培しています。農機具は定植機、マルチャーをそれぞれ1台、管理機、動噴をそれぞれ2台所有しているとのことです。これまで相対で借りていた農地について、新規に利用権設定の申請がありました。 申請番号21番から30番は、町内にお住まいの方で、主に露地野菜の栽培をしています。農機具はトラクター、トラックをそれぞれ1台、耕うん機を3台所有しているとのことです。これまでは相対で農地を借りて耕作していたようですが、今回初めて利用権設定の申請がありました。 申請番号35番、36番は、〇〇町にお住まいの方で、〇〇町のほか〇〇市、〇〇市において主にネギやブロッコリーの栽培をしています。農機具はトラクター、乾燥機、ネギ抜き機、移植機をそれぞれ2台、マルチャー、動ふん、ネギ堀機をそれぞれ1台所有しているとのことです。神川町での利用権設定は今回が初めての申請となります。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会		<p>申請番号50番から56番は、〇〇による麦の期間借地です。受人は〇〇となっておりますが、構成員である渡人が作付けを行います。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第35号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第35号議案については原案のとおり決定いたします。</p>
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>